

発議第 4 号

安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 27 年 9 月 11 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原順二 様

提出者 瀬戸内市議会議員 原野 健一

賛成者 瀬戸内市議会議員 馬場 政教

(提案理由)

現在、参議院において審議されている安全保障関連法案は、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障政策の大きな転換点であるが、世論調査を見ても未だ国民に十分な理解を得ているとは言い難く、瀬戸内市民の中でも不安を感じている人は多い。

よって、本法案については慎重な審議を求めるものである。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）

現在、国会においては集団的自衛権の行使を可能とすることなどを盛り込んだ安全保障法制の関連法案を審議している。

この法案は、安全保障政策の大きな転換点であるが、各種の世論調査においても、安全保障関連法案に関する政府説明について「十分に説明していると思わない」とした人が多数という結果もあり、国民から十分な理解を得ているとは言い難い。

市民の一番近くに寄り添い、市民の声を市政・国政へと伝えることを使命とする私たちにとって、市民の疑問や不安を無視することはできない。

よって、国におかれては、安全保障法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での法案の成立にこだわらず、関係者との十分な意見交換を踏まえ、広く国民に説明するとともに議論をつくし、国会の審議をより一層慎重かつ丁寧に進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

岡山県瀬戸内市議会

（意見書提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 防衛大臣